

近江八幡市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による「近江八幡市庁舎整備等基本計画」の是非を問うことに関する住民投票条例の制定の請求を平成29年7月7日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年7月7日

近江八幡市長 富士谷 英 正

1 近江八幡市条例制定請求代表者の住所及び氏名

滋賀県近江八幡市武佐町690番地	小西 理
滋賀県近江八幡市北之庄町742番地5	檜山 秋彦
滋賀県近江八幡市本町四丁目24番地	福本 幸夫

2 請求の要旨

近江八幡市監査委員が、将来的に「厳しい財政状況である」という監査報告を出しているにもかかわらず、富士谷市長は、平成28年2月に「近江八幡市庁舎整備等基本計画」を策定、平成29年2月には「近江八幡市庁舎整備基本設計」を提案し、パブリックコメントには172件もの意見が寄せられました。

その中では、「不便で危険な狭い立体駐車場をなぜつくるのか」や「高価で災害に弱い地下駐車場は必要か」、「引っ越しで無駄な費用を使わなくてもすむ市民病院跡地の活用」、「安土支所・ひまわり館の有効活用で費用を抑えるべき」など根本に関わる意見が多く出されましたが、「これらの意見は設計外のことであるから」と切り捨てました。

富士谷市長は、パブリックコメントの疑問にも一切応えることなく、集約行政への移行で肥大庁舎による95億円の莫大な建設費は既定路線として強行する構えです。

新庁舎は、経済性、効率性、利便性を考慮して建設されるべきですが、現敷地に建設する新庁舎は、この全てにおいて、病院跡地との比較検討されていないことが、議会質問を通じて明らかになりました。

95億円の建設費用は、近江八幡市と同規模の自治体と比べても異常に高く、将来の財政に与える影響は深刻です。

私たちは、ムダを省き真に必要な不可欠なスペースを効率良く配置された市民の為の新庁舎が必要と考えます。今あるひまわり館、安土支所、南別館などを活用すれば、建設面積が大きく減り、建設費用が安くなります。さらに、更地の病院跡地に建設す

れば、立体駐車場・地下駐車場や2回の引っ越し作業などの費用が不必要となり、現庁舎の2倍ならば、市の見積もり単価で算定しても50億円水準になります。建設費が半額にできるのならば、財政的に余裕が生まれ市民の暮らしと福祉の予算に当てることができます。

施主は市民であり、費用負担者である市民に直接問い直すべきと考えます。将来に禍根を残さないためにも、私たちは、「近江八幡市庁舎整備等基本計画の是非を問う」ための住民投票条例を制定することを請求します。